

## 市民活動サポート事業 募集

### ＼市民公益活動支援センターで活動を PR できます／

「地域のために活動したい！」、「社会とつながりがほしい！」、「自分と同じ悩みをもつ人の助けになりたい！」と思っても、最初は「どんな人を対象にどのような内容でしたらいいのか？」「どうやって広報したらたくさんの人に参加してもらえるか…」などの悩みはつきものだと思います。そんなとき市民公益活動支援センターが活動を軌道にのせたい皆さんをサポートします！

### ■ 市民公益活動支援センターのサポート ■

- 市ホームページ、市民公益活動支援センターのイベント一覧表、Facebook や 広報とよなか に掲載します。なお、広報とよなかは、誌面の都合上、掲載月や回数については過去の掲載実績等により調整します。また、掲載時、文言を変更することがあります。あらかじめご了承ください。
- サポート事業のチラシを市の公共施設に配架依頼できます。(チラシ作成には一定のルールがあります)
- 広い交流スペースをさまざまな事業でご利用いただけます。

#### 《事業募集期間》

令和 8 年(2026 年)4 月 1 日(水)～ 令和 8 年(2026 年)9 月 30 日(水)

※ 令和 8 年(2026 年)4 月 25 日(土)は、別事業のため、サポート事業は実施できません

#### 《注意事項》

- サポート事業の実施は1団体につき 1か月に1回のみです。  
貸室ではありませんので、団体の活動拠点としての利用、守秘義務を伴うような相談の場としての利用は、控えてください。
- 参加者にご負担いただけるのは、材料費、コピーフィー等の実費のみです。(500 円程度)
- 実施時間は 1 回につき 2 時間程度をお願いします。事業開始の 30 分前、実施後 30 分は部屋を確保しています。事業 30 分前に市民公益活動支援センターにお越しいただき、準備してください。
- 参加者数は 30 名まで(団体のスタッフを含む)、当日先着順が基本です。  
準備の都合により、参加人数の把握が必要な場合は申込「要」としてください。
- 警報発令時は、事業の中止、延期をお願いすることがあります。

トヨカツ

豊中市立市民公益活動支援センター

豊中市立市民公益活動支援センター

561-0833

豊中市庄内幸町 4-29-1 庄内コラボセンター 1F

Tel:06-6398-9189 fax:06-6398-9209

E-mail:toyonaka.npo@jcom.zaq.ne.jp

# 市民活動サポート事業、展示スペース共通募集要件

## <募集要件>

「市民公益活動」のPRであること。

市民公益活動とは…

- ① 自発的及び自主的に行われる市民その他不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動のこと。ただし、営利、宗教布教、政治活動のいずれかに該当するものを除きます。
- ② 地域課題や社会的課題と、その解決に取り組む団体の活動について広く伝えるものであること。
- ③ 市民公益活動ならではの先駆性や多様性、柔軟性、自立性などを発信するものであること。
- ④ 団体の会員以外の市民に広く開かれたものであること。なお、事前申込・実費負担等を求めるものはできるものとする。当てはまらない例：団体の定例会議
- ⑤ 発信しようとする情報の内容がもっぱら市政運営、市の施策、訴訟における市の主張等を支持し、又はこれらに反対するものではないこと。

## <申込締切>

募集書類届き次第～令和8年(2026年)1月23日(金)17:00まで(先着順ではありません)

※決定以降は空き状況に応じて追加募集(随時)。詳しくはお問い合わせください。



ダウンロードはこちらから

## <申込方法>

申込用紙に記入の上、応募期間内に、メール・FAX・郵送・持参にて市民公益活動支援センターまでお申し込みください。申込用紙は、市ホームページからダウンロードが可能ですが、用紙が必要な団体は、市民公益活動支援センターまでご連絡ください。

## <決定について>

2月中旬頃に結果を郵送でお知らせします。

決定にあたっての基準は次のとおりです。

- 開催日について 利用希望日・時間が重なる場合は、これまでの利用回数が少ない団体が優先。
- 同位の団体の場合は抽選で決定します。
- 展示スペースについては、後期の募集は前期に展示していない団体を優先します。
- 事業内容や実施日の中止・変更は、原則として認めません。

日時、事業内容は変更のないように計画を立ててください。

## <事業計画書・報告書等の提出>

- 計画書はサポート事業実施日、展示スペース開始日の2週間前までにご提出ください。
- 報告書は実施終了後1週間以内にご提出ください。
- サポート事業の個人情報の取扱いに関する書類も期限までに提出ください。

※計画書 報告書等は所定の形式あり。上記、市ホームページからダウンロード可。メール・FAX・郵送・持参にて提出可。